鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例　行為別関係条項一覧表（令和６年（2024年）７月１日現在）

章	第１章　総則													第２章　開発事業の手続
条項	第1条	第2条	第3条	第4条	第4条の2	第5条	第6条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第11条の2	第12条
内容	趣旨	定義	適用範囲	一の開発事業とみなす場合	道路を設置する場合の事業区域	総合計画等への適合	自然的環境の保全等	生活環境の保全	公共交通機関の利用促進のための空地の確保	削除	中高層建築物についての措置	住宅等の販売等における配慮	津波浸水予測区域における配慮	開発事業の計画の策定
ア	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オ	●	●	●	×	×	●	●	●	●	×	×	×	●	●
カ	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●
キ	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ク	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	×	●	●
ケ	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	×	●	●
コ	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	●	×	●	●
サ	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●	●
シ	●	●	●	●	×	●	●	●	×	×	×	×	×	●
ス	●	●	●	●	×	●	●	●	×	×	●	×	●	●
セ	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×

章	第２章　開発事業の手続													
条項	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第23条の2	第24条	第25条
内容	事前相談	犯罪の予防措置に関する協議の要請	事前相談報告書の提出	標識の設置	近隣住民等への説明	近隣住民説明実施報告書の提出	近隣住民説明実施報告書の確認等	周辺住民等への説明	計画公開等結果報告書の提出	計画公開等結果報告書の閲覧	計画公開等結果報告書の確認	市長との協議	開発事業の申請	開発基準の適合審査
ア	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オ	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
カ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
キ	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
ク	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
ケ	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
コ	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
サ	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	●
シ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
セ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

章	第２章　開発事業の手続				第３章　開発事業の基準等									
節					第１節　開発事業の基準等									
条項	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第31条	第31条の2	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第37条	第38条
内容	開発基準の適合確認通知等	削除	開発事業に関する協定	開発事業の変更の申請	敷地面積の最低限度	緑化等	樹木の保存等の措置に関する基準	自動車駐車場の附置	大規模な事務所の特例	商業系地域の荷さばきのための自動車駐車場の附置	自転車等駐車場の附置	自動車駐車場附置の特例	まちづくり空地	中高層共同住宅の戸数
ア	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オ	●	×	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
カ	●	●	●	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●
キ	●	×	×	●	×	●	×	●	●	●	●	●	●	●
ク	●	×	×	●	×	●	×	×	×	×	×	×	●	×
ケ	●	×	×	●	×	●	×	×	×	×	×	×	●	×
コ	●	×	×	●	×	●	×	×	×	×	×	×	●	×
サ	●	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	●	×
シ	●	×	×	●	×	×	×	●	×	×	×	×	●	×
ス	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	●	×	●	×
セ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

章	第３章　開発事業の基準等												
節	第１節　開発事業の基準等				第２節　斜面地建築物の建築及び特定斜面地における宅地造成の基準							第３節 指定建築物の基準	
条項	第39条	第40条	第41条	第42条	第43条第1項	第43条第2項	第43条第3項	第43条第4項	第44条第1項	第44条第2項	第44条第3項	第45条	第45条の2
内容	文化財の保護等	防災措置	工業地域内の住宅開発	大規模開発の特例	斜面地建築物の位置、形態及び緑化率等についての措置：斜面地建築物の位置及び形態	斜面地建築物の壁面後退距離	壁面後退部分の植栽	斜面地建築物の敷地における緑化率	特定斜面地の宅地造成における擁壁の高さ、緑化等：特定斜面地における擁壁の高さ及び構造	特定斜面地における平坦な部分の適用除外	特定斜面地の宅地造成に係る緑化率	葬祭場の設置基準等	ワンルーム建築物に関する基準
ア	●	●	●	●	×	×	×	×	●	●	●	×	×
イ	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×
ウ	●	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×
エ	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オ	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
カ	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
キ	●	●	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ク	●	●	×	×	×	×	×	×	●	●	●	×	×
ケ	●	●	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×
コ	●	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×
サ	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
シ	●	●	×	×	×	×	×	×	●	×	×	●	×
ス	●	●	●	×	×	×	×	×	●	×	×	×	●
セ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

章	第４章　公共公益施設の整備の基準等														
条項	第46条	第46条の2	第47条	第48条	第49条	第50条	第51条	第51条の2	第52条	第53条	第54条	第55条	第56条	第57条	第58条
内容	道路	道路基準に適合しない場合の特例	公園、緑地等	排水施設等	防火水槽	公益的施設の設置等	ごみ集積施設等	ごみ減量化設備	防災資機材倉庫等	集会所等	非常警報施設	ヘリコプター緊急離着陸場等	消火栓等	その他の公益的施設	都市計画施設の整備
ア	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オ	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
カ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
キ	×	×	×	×	●	×	×	●	×	×	×	×	●	×	×
ク	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ケ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
コ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
シ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ス	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×	×
セ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

章	第４章　公共公益施設の整備の基準等			第５章　工事、検査、管理及び帰属										第６章　雑則
条項	第59条	第60条	第61条	第62条	第63条	第64条	第65条	第66条	第67条	第67条の2	第68条	第69条	第70条	第71条
内容	公共公益施設の費用等の負担	環境整備への協力	公共公益施設用地の譲渡	行為着手等の制限	工事の施工方法等に関する協定の締結等	工事の届出	工事の施工	工事の検査等	建築物等の使用開始の制限	敷地の分割の制限	公共施設の管理及び帰属	公益的施設の帰属	協力金の納付時期	適用除外
ア	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●
イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●
ウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●
エ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オ	×	×	×	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	●
カ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●
キ	×	×	×	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	●
ク	×	×	×	●	×	×	●	●	×	×	×	×	×	●
ケ	×	×	×	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	●
コ	×	×	×	●	×	×	●	×	×	×	×	×	×	●
サ	×	×	×	●	×	●	●	●	●	×	×	×	×	●
シ	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●
ス	×	×	×	●	●	●	●	●	●	×	×	×	×	●
セ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

章	第６章　雑則									第７章　罰則		別表			
条項	第72条	第73条	第74条	第75条	第76条	第77条	第78条	第79条	第80条	第81条	第82条	別表1（第3条）	別表2	別表3（第30条）	別表4（第31条・第43条・第44条）
内容	事業の廃止	地位の承継	報告	工事の停止及び中止の勧告	是正命令	立入検査	公表	協議の要請	委任	罰則	両罰規定				
ア	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
カ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
キ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●
ク	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●
ケ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●
コ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	●
サ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
シ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×
ス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×
セ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	●	×	×	×

章	別表												
条項	別表5（第43条）	別表6（第31条・第43条）	別表7（第31条・第44条）	別表8（第32条）	別表9（第32条）	別表10（第35条）	別表11（第38条）	別表12（第46条・第46条の2）	別表13（第46条・第46条の2）	別表14（第46条）	別表15（第46条・第46条の2）	別表16（第47条・第60条）	別表17（第48条）
ア	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
エ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オ	×	×	×	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×
カ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
キ	×	×	×	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×
ク	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ケ	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
コ	●	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
シ	×	×	×	●	●	×	×	×	×	×	×	×	×
ス	×	×	×	×	×	●	×	×	×	×	×	×	×
セ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×